

## つがる西北五広域連合病院事業障害者活躍推進計画

つがる西北五広域連合病院事業では令和元年6月に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律」で地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されたことから、特別地方公共団体である当連合の病院事業においても、本計画を下記のとおり策定いたしましたので公表いたします。

令和2年 4月30日

つがる西北五広域連合  
病院事業管理者 高杉 滉夫

### 記

機関名	つがる西北五広域連合病院事業													
任命権者	つがる西北五広域連合病院事業管理者													
計画期間	<p>令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）とする。 なお、計画期間中においても、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。</p>													
障害者雇用に関する課題	<p>つがる西北五広域連合病院事業（以下「病院事業」という。）における、令和元年6月1日現在の障害者の雇用状況は次のとおりである。</p> <table border="1"><thead><tr><th>法定雇用率</th><th>職員総数 (非常勤職員 を0.5人として)</th><th>法定雇用障害 者数の算定基 礎となる職員</th><th>障害者の数</th><th>実雇用率</th></tr></thead><tbody><tr><td>2.5%</td><td>955.5人</td><td>573.5人</td><td>6人</td><td>1.05%</td></tr></tbody></table> <p>病院事業における職員総数の約8割が医療従事者であり、事務又は軽作業の職種を中心に検討してきたところであるが、これまで法定雇用率の達成には至っていない。</p> <p>また、令和3年4月までに、法定雇用率は0.1%引き上げとなる予定であり、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正等により、障害者雇用の機運の高まりのなか、障害者向けの職務の選定及び創出、雇用促進に関する取組が不足していた。</p> <p>本計画における計画期間の終期までに、法定雇用率の達成を目指すとともに、雇用促進となる具体的な取組内容、採用した障害者の適正に応じた能力を十分に発揮できる体制について、充実化を図る必要がある。</p>				法定雇用率	職員総数 (非常勤職員 を0.5人として)	法定雇用障害 者数の算定基 礎となる職員	障害者の数	実雇用率	2.5%	955.5人	573.5人	6人	1.05%
法定雇用率	職員総数 (非常勤職員 を0.5人として)	法定雇用障害 者数の算定基 礎となる職員	障害者の数	実雇用率										
2.5%	955.5人	573.5人	6人	1.05%										

1 目標					
① 採用に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定雇用率を達成するため、計14名以上の採用を目指し、達成以降も維持する。           <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">令和3年3月31日</td><td style="width: 50%;">2. 6%</td></tr> <tr> <td>令和4年3月31日</td><td>2. 6%以上</td></tr> </table> <p>(評価方法) 毎年の任免状況通報の際に、状況把握・進捗管理を行う。</p> </li> </ul>	令和3年3月31日	2. 6%	令和4年3月31日	2. 6%以上
令和3年3月31日	2. 6%				
令和4年3月31日	2. 6%以上				
② 定着に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後、障害者である職員の定着状況を把握し、障害者向けの職務の選定等を行ったうえで、目標を設定する。</li> </ul>				
2 取組内容					
① 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者雇用推進者として、病院運営局人事課長を選任する。</li> <li>○ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、周知する。</li> <li>○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</li> </ul>				
② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規に採用した障害者及び障害の進行により従来の業務遂行が困難となつた中途障害者から相談があった場合は、必要に応じて労働局等の障害者雇用関係部署に相談し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</li> </ul>				
③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談窓口への相談のほか、人事評価制度に係る面談又はその他業務に関する相談等があった際に、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</li> <li>○ なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</li> <li>○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul> </li> </ul>				
3 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者の活躍及び支援に係る各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場の拡大を推進します。</li> </ul>				